

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 25 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路メンテナンス年報

下水道管路メンテナンス年報の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道管渠の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、硫化水素による腐食のおそれが大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度での点検を義務づけています。また、国民・下水道利用者みなさまに下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、腐食のおそれが大きい箇所における点検の実施状況等を「下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめ、平成 29 年度から公表しています。

今般、令和元年度の点検の実施状況等についてとりまとめたのでお知らせいたします。各下水道管理者におかれましては、下水道法上の義務である腐食のおそれが大きい下水道管路における 5 年に 1 回以上の頻度での点検について、令和 2 年度までに 1 回目の点検を確実に実施するとともに、これまでの点検において異状が確認された箇所については、必要な対策を講じるよう改めてお願いいたします。

なお、計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び対策の実施については、下水道ストックマネジメント支援制度による交付対象となることをあわせて申し添えます。

添付資料

- ・ 下水道管路メンテナンス年報
- ・ 下水道管路メンテナンス年報の概要

- なお、結果の詳細は、下水道全国データベースで公開していますのでご確認ください。
<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

令和 3 年 2 月

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

目次

1. 下水道管路メンテナンス年報について

2. 腐食のおそれ大きい箇所(point)の点検について

2-1 点検実施状況(令和元年度)

(1) 全国の点検実施状況

(2) 都道府県別の点検実施状況

(3) 全国の点検計画と進捗率

(4) 事業社区別別の点検計画と進捗率

2-2 点検結果(令和元年度)

①マンホール

②管渠

3. 異状が確認された箇所(point)の措置状況について

(平成28年度～令和元年度)

①マンホール

②管渠

1. 下水道管路メンテナンス年報について

- 下水道管路の現況と老朽化対策の必要性をご理解いただくため、点検の実施状況や点検の結果、その結果に対する措置状況等を『下水道管路メンテナンス年報』としてとりまとめたものです。
- 今回は、令和元年度の点検実施状況等を取りまとめたので、公表します。
- なお、詳細については、以下のホームページに掲載していますので、ご参照ください。
<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

下水道管路の老朽化の現状について

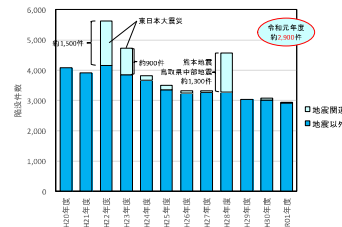
令和元年度末までに整備された全国の下水道管路の延長は、約48万kmに達しています。そのうち、標準的な耐用年数とされる50年を超過した管路は、約2.2万kmであり、全管路延長の約5%程度となっています。ただし、10年後には約7.6万km(約15%)、20年後には約17万km(約35%)と、今後は急速に増加することが見込まれています。

管路施設の年度別管理延長(令和元年度末)

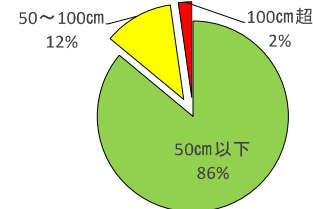


下水道管路に起因する道路陥没は、令和元年度には約2,900件発生していますが、そのほとんどは陥没深さ50cm未満の規模が小さいものです。

下水道管路に起因する道路陥没件数



道路陥没深さ



下水道事業者数について

本年報の調査対象である事業者数は以下のとおりです。

＜事業者数＞

全国	都道府県(流域)	政令市	市町村・一部事務組合等
1,564	138	21	1,405

※ 東日本大震災後に未供用となっている、福島県の2町(大熊町、双葉町)を除く

点検について

平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、全ての下水道施設を対象に計画的な維持管理の実施を規定するとともに、下水の貯留その他の原因による腐食のおそれ大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度で点検を行うことを義務づけています。

各下水道事業者が計画的な点検の実施により、施設の状態の把握及び異状の有無を確認しており、令和元年度の実施状況は以下のとおりです。

＜令和元年度点検実施数＞

全ての下水道管路		
集計区分	実施延長	前年度比(H30実施延長)
延長 (km)	15,458	1.08 (14,276 km)

＜令和元年度点検実施数＞

腐食のおそれ大きい箇所			
集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率
マンホール (箇所)	113,579	29,695	26.1%
管 渠 (km)	3,915	989	25.3%

※ 点検実施率 = 点検実施数 ÷ 対象数

維持修繕基準について

下水道管路の老朽化や腐食に起因した道路陥没が発生しているにも関わらず、計画的な点検が十分に行われていなかった状況を踏まえ、計画的な維持管理を推進し、下水道の機能を持続的に確保するため、国土交通省では、下水道施設の維持・修繕に関する基準として維持修繕基準を創設しています。

具体的な基準等は、政令で定めており、主な内容は以下のとおりです。

- 構造等を勘案して、適切な時期に巡視及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 適切な時期に、目視その他適切な方法による点検を行うこと。
- 下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きい排水施設については、5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検すること。
- 点検等によりに損傷、腐食等の異状を把握した場合は、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

腐食のおそれが大きい箇所について

腐食のおそれが大きい箇所とは、国土交通省令で以下のとおり定められています。

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、**コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの**（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

- 一 **下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所**
- 二 **伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所**

点検結果により異状が確認された箇所の措置

下水道管路の点検で異状を確認した場合、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の状態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水流下機能を確保するなどの措置を講ずる必要があります。

(参考)

下水道管路の「調査」においては、以下に示す 4 段階で緊急度を判定しています。

緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかに措置が必要な場合。
II	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
III	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

※ 「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講ずること、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

2. 腐食のおそれが大きい箇所の点検について

2-1 点検実施状況(令和元年度)

(1) 全国の点検実施状況

- 令和元年度において、マンホールについては全国の対象箇所数 113,579 箇所のうち、29,695 箇所の点検を実施し、事業者区分別では、都道府県(流域)873 箇所、政令市 8,313 箇所、市町村・一部事務組合等 20,509 箇所となっています。
- 管渠については、全国の対象延長約 3,915 km のうち、989 km の点検を実施し、事業者区分では、都道府県(流域)142 km、政令市 227 km、市町村・一部事務組合等 620 km となっています。

※ 政令市には、特別区を含む。次頁以降も同じ。

●令和元年度に点検実施の団体数（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：団体）

事業者区分	全数	対象箇所あり		点検実施数		点検実施団体率	
		マンホール	管渠	マンホール	管渠	マンホール	管渠
都道府県(流域)	138	131	121	79	69	60.3%	57.0%
政令市	21	21	20	19	18	90.5%	90.0%
市町村・一部事務組合等	1,405	1,266	957	640	448	50.6%	46.8%
	1,564	1,418	1,098	738	535	52.0%	48.7%

○マンホールの点検箇所数（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：箇所）

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	5,880	873	14.8%
政令市	34,902	8,313	23.8%
市町村・一部事務組合等	72,797	20,509	28.2%
	113,579	29,695	26.1%

○管渠の点検延長（腐食のおそれが大きい箇所）（単位：km）

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	758	142	18.8%
政令市	1,067	227	21.3%
市町村・一部事務組合等	2,090	620	29.7%
	3,915	989	25.3%

※ 新たに腐食のおそれが大きい箇所として位置付けた施設、腐食防止対策を実施した施設等により、腐食のおそれが大きい箇所は平成 30 年度の数値とは異なる。

(2) 都道府県別の点検実施状況

- 令和元年度の点検実施率が 20%以上の都道府県は、マンホールで 1 都 1 道 1 府 16 県、管渠で 1 都 1 道 1 府 12 県となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計で点検実施率が 80%以上の都道府県は、マンホールで 1 府 8 県、管渠で 2 府 9 県となっています。

○点検の実施数(全下水道事業者)

都道府県名	マンホール					管渠				
	点検箇所数（箇所）				対象数	点検延長（km）				
	対象数	点検実施数	点検実施率	累計		対象数	点検実施数	点検実施率	累計	
北海道	3,541	747	21.1%	2,466	69.6%	179.9	54.3	30.2%	125.1	69.5%
青森県	1,164	92	7.9%	715	61.4%	37.5	2.5	6.7%	17.9	47.8%
岩手県	1,191	350	29.4%	950	79.8%	24.7	5.0	20.2%	19.5	79.1%
宮城県	1,602	233	14.5%	1,184	73.9%	67.0	11.5	17.2%	44.8	66.8%
秋田県	1,935	282	14.6%	1,060	54.8%	135.4	45.6	33.7%	124.6	92.1%
山形県	1,841	526	28.6%	1,381	75.0%	73.3	5.8	7.9%	61.4	83.8%
福島県	1,664	385	23.1%	1,114	66.9%	37.4	5.7	15.2%	21.4	57.2%
茨城県	2,042	853	41.8%	1,740	85.2%	116.6	38.3	32.9%	91.9	78.8%
栃木県	1,158	225	19.4%	903	78.0%	28.1	4.5	16.1%	19.9	71.0%
群馬県	1,044	295	28.3%	833	79.8%	34.6	4.2	12.1%	26.7	77.1%
埼玉県	1,556	661	42.5%	1,273	81.8%	66.6	22.5	33.9%	41.1	61.7%
千葉県	1,769	537	30.4%	1,577	89.1%	87.3	37.7	43.2%	72.1	82.6%
東京都	24,607	6,028	24.5%	18,615	75.6%	694.1	166.3	24.0%	482.4	69.5%
神奈川県	1,304	335	25.7%	1,113	85.4%	32.2	12.2	37.8%	25.9	80.5%
新潟県	4,263	1,255	29.4%	2,990	70.1%	140.0	29.1	20.8%	122.1	87.2%
富山県	2,355	943	40.0%	1,733	73.6%	85.7	24.3	28.4%	48.6	56.7%
石川県	3,591	435	12.1%	2,255	62.8%	228.7	19.1	8.3%	176.4	77.1%
福井県	1,024	182	17.8%	396	38.7%	25.0	7.4	29.6%	12.3	49.0%
山梨県	874	261	29.9%	702	80.3%	32.6	8.7	26.7%	22.8	70.0%
長野県	3,344	475	14.2%	2,463	73.7%	66.9	18.7	27.9%	41.1	61.4%
岐阜県	4,209	575	13.7%	3,065	72.8%	105.5	18.0	17.1%	55.0	52.2%
静岡県	4,278	2,296	53.7%	3,732	87.2%	212.5	87.0	40.9%	174.7	82.2%
愛知県	4,718	1,350	28.6%	2,888	61.2%	173.5	41.3	23.8%	126.0	72.6%
三重県	1,471	383	26.0%	839	57.0%	25.1	6.0	23.8%	17.7	70.3%
滋賀県	1,897	831	43.8%	1,375	72.5%	79.9	33.4	41.8%	70.7	88.5%
京都府	2,056	860	41.8%	1,601	77.9%	81.4	17.3	21.2%	74.6	91.7%
大阪府	5,580	830	14.9%	4,915	88.1%	166.4	25.9	15.6%	141.6	85.1%
兵庫県	5,242	1,235	23.6%	2,919	55.7%	65.2	12.5	19.2%	37.8	58.0%
奈良県	2,119	260	12.3%	1,404	66.3%	54.2	5.4	10.0%	40.5	74.7%
和歌山県	442	136	30.8%	268	60.6%	12.8	0.6	4.7%	6.8	53.2%
鳥取県	2,066	563	27.3%	1,335	64.6%	67.9	27.2	40.1%	54.7	80.5%
島根県	1,089	578	53.1%	804	73.8%	16.3	3.8	23.3%	5.8	35.5%
岡山県	2,790	774	27.7%	1,987	71.2%	59.8	10.0	16.8%	43.6	72.9%

都道府県名	マンホール					管渠				
	点検箇所数（箇所）					点検延長（km）				
	対象数	令和元年度実施		累計		対象数	令和元年度実施		累計	
		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率
広島県	1,654	444	26.8%	1,298	78.5%	72.1	12.3	17.0%	51.5	71.4%
山口県	922	163	17.7%	760	82.4%	20.6	5.7	27.6%	16.4	79.8%
徳島県	200	54	27.0%	131	65.5%	8.1	1.0	12.4%	4.7	57.8%
香川県	464	55	11.9%	129	27.8%	16.0	0.0	0.0%	3.5	21.9%
愛媛県	984	190	19.3%	751	76.3%	32.5	7.8	24.1%	19.8	60.9%
高知県	92	15	16.3%	49	53.3%	4.5	0.4	9.2%	0.5	10.3%
福岡県	2,545	218	8.6%	1,895	74.5%	125.8	15.2	12.1%	89.1	70.8%
佐賀県	1,020	765	75.0%	805	78.9%	54.8	41.4	75.6%	45.1	82.4%
長崎県	1,374	584	42.5%	1,009	73.4%	49.0	15.2	31.0%	29.3	59.8%
熊本県	1,964	872	44.4%	1,489	75.8%	85.7	43.7	51.1%	65.2	76.1%
大分県	477	62	13.0%	360	75.5%	20.8	6.1	29.4%	13.9	66.7%
宮崎県	557	96	17.2%	415	74.5%	22.5	2.6	11.6%	6.0	26.8%
鹿児島県	439	185	42.1%	387	88.2%	31.9	9.6	30.3%	24.3	76.1%
沖縄県	1,061	221	20.8%	818	77.1%	56.7	16.0	28.2%	41.5	73.2%
全国	113,579	29,695	26.1%	82,891	73.0%	3,915.0	988.9	25.3%	2,858.1	73.0%

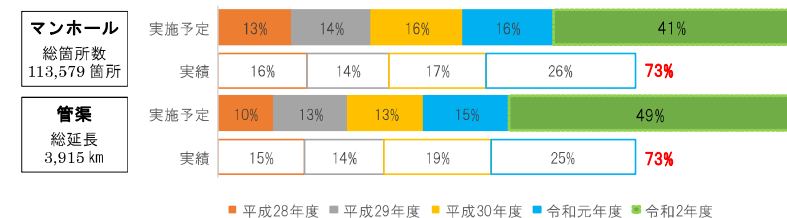
※ 令和元年度の赤字は実施率 20%以上、累計の赤字は実施率 80%以上。

（３）全国の点検計画と進捗率

- 令和元年度の点検実施率は、マンホール(箇所数)で約 26%、管渠(延長)では約 25%となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計ではマンホール、管渠ともに約 73%となっています。

注)四捨五入の関係で、合計値が 100%にならない場合がある(次頁以降も同じ)。

- 5 年間の点検実施予定及び実績(全下水道事業者合計)

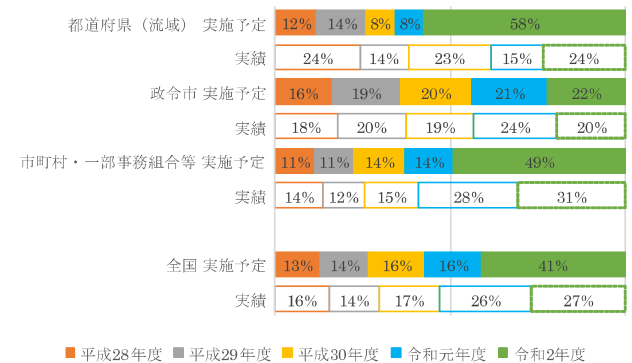


（４）事業者区分別の点検計画と進捗率

① マンホール

- 令和元年度におけるマンホール点検実施率(箇所数ベース)は、都道府県(流域)で約 15%、政令市で約 24%、市町村・一部事務組合等で約 28%となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計では、都道府県(流域)で約 76%、政令市で約 80%、市町村・一部事務組合等で約 69%となっています。

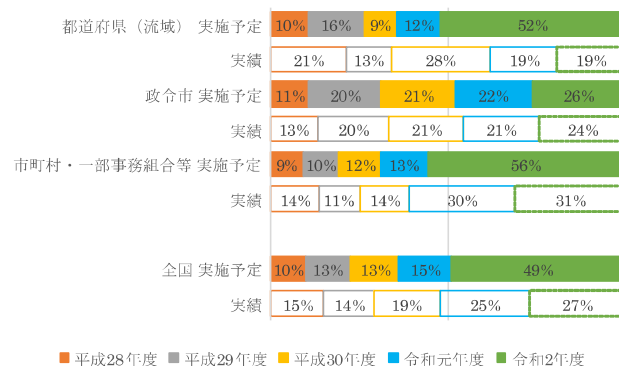
- 5 年間の点検実施予定及び実績(事業者区分毎に合計)



② 管渠

- 令和元年度における管渠点検実施率(延長ベース)は、都道府県(流域)で約 19%、政令市で約 21%、市町村・一部事務組合等で約 30%となっています。
- 平成 28 年度からの 4 年間の累計では都道府県(流域)で約 81%、政令市で約 76%、市町村・一部事務組合等で約 69%となっています。

- 5 年間の点検実施予定及び実績(事業者区分毎に合計)



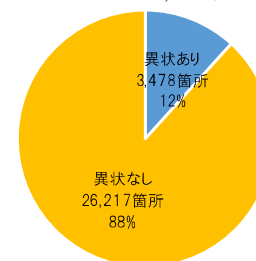
2-2 点検結果(令和元年度)

① マンホール

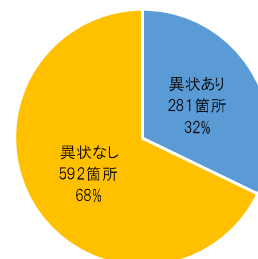
- 腐食のおそれ大きい箇所に設置のマンホール、113,579 箇所のうち、29,695 箇所の点検を実施し、そのうち 3,478 箇所で異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域)：281 箇所、政令市：604 箇所、市町村・一部事務組合等：2,593 箇所となっています。
- 事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域)：32%、政令市：7%、市町村・一部事務組合等：13%となりました。

○ 点検・調査の実施箇所数及び異状の有無の割合

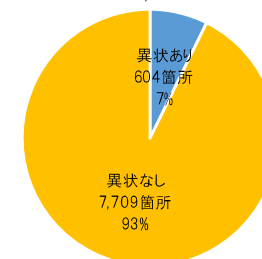
<全国> 29,695 箇所



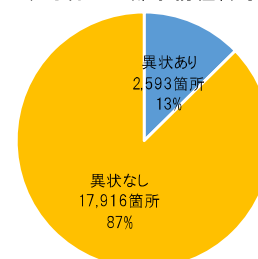
<都道府県(流域)> 873 箇所



<政令市> 8,313 箇所



<市町村・一部事務組合等> 20,509 箇所

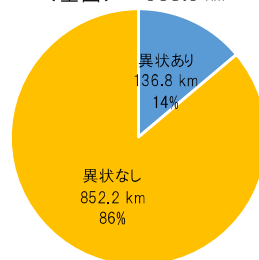


② 管渠

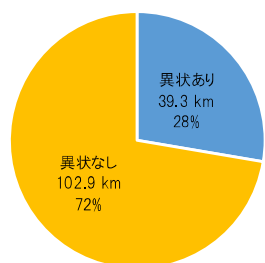
- 腐食のおそれ大きい箇所に設置の管渠、3,915 kmのうち、988.9 kmの点検を実施し、そのうち 136.8 kmで異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域): 39.3 km、政令市: 17.0 km、市町村・一部事務組合等: 80.4 kmとなっています。
- 事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域): 28%、政令市: 7%、市町村・一部事務組合等: 13%となりました。

○点検・調査の実施延長及び異状の有無の割合

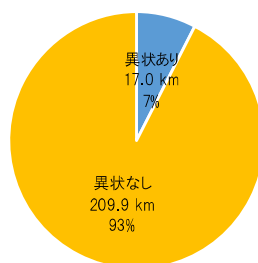
<全国> 988.9 km



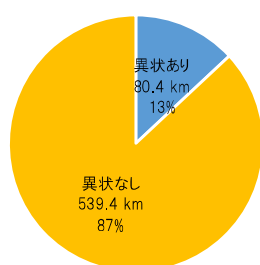
<都道府県(流域)> 142.2 km



<政令市> 226.9 km



<市町村・一部事務組合等> 619.8 km



3. 異状が確認された箇所の措置状況について

(平成 28 年度～令和元年度)

① マンホール

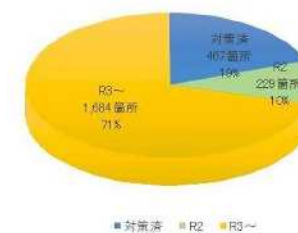
全国(全下水道事業者)

- 令和元年度までに 11,157 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 2,380 箇所で 21%、対策不要は 8,777 箇所で 79%となりました。
- 要対策となった 2,380 箇所のうち、これまでに 467 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 229 箇所(10%)、令和 3 年度以降に 1,684 箇所(71%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



都道府県(流域)

- 令和元年度までに 1,759 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 264 箇所で 15%、対策不要は 1,495 箇所で 85%となりました。
- 要対策となった 264 箇所のうち、これまでに 72 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 30 箇所(11%)、令和 3 年度以降に 162 箇所(62%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



市町村・一部事務組合等

- 令和元年度までに 7,210 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 1,950 箇所で 27%、対策不要は 5,260 箇所で 73%となりました。
- 要対策となった 1,950 箇所のうち、これまでに 390 箇所の対策を完了しており、残りは令和 2 年度に 169 箇所(9%)、令和 3 年度以降に 1,391 箇所(71%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



政令市 ※特別区含む

- 令和元年度までに 2,188 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 166 箇所で 8%、対策不要は 2,022 箇所で 92%となりました。
- 要対策となった 166 箇所のうち、これまでに 5 箇所の対策を完了しており、令和 2 年度に 30 箇所(18%)、令和 3 年度以降に 131 箇所(79%)対策を行う予定です。

○調査結果



○要対策箇所の対策予定



② 管渠

全国(全下水道事業者)

- 令和元年度までに 1027.3 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 13.6 km、緊急度Ⅱが 83.1 km、緊急度Ⅲが 304.2 km、劣化なしが 626.4 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 13.6 km については、8.1 km(60%)は対策済みであり、残りは令和 2 年度に 2.6 km(19%)、令和 3 年度以降に 2.8 km(21%)対策を行う予定です。

○調査結果



○緊急度Ⅰの対策予定



都道府県(流域)

- 令和元年度までに 221.3 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 1.9 km、緊急度Ⅱが 35.5 km、緊急度Ⅲが 105.4 km、劣化なしが 78.5 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 1.9 km については、0.8 km(45%)は対策済みであり、残りは令和 2 年度に 0.6 km(30%)、令和 3 年度以降に 0.5 km(25%)対策を行う予定です。

○調査結果



○緊急度Ⅰの対策予定



政令市 ※特別区含む

- 令和元年度までに 72.5 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 0.23 km、緊急度Ⅱが 2.9 km、緊急度Ⅲが 50.5 km、劣化なしが 18.9 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 0.23 km については、0.2 km(87%)は対策済みであり、残りは令和 2 年度までに対策を完了する予定です。

○調査結果



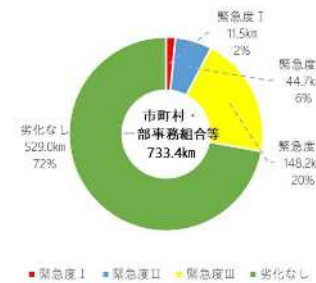
○緊急度Ⅰの対策予定



市町村・一部事務組合等

- 令和元年度までに 733.4 km の調査を実施し、その結果、緊急度Ⅰが 11.5 km、緊急度Ⅱが 44.7 km、緊急度Ⅲが 148.2 km、劣化なしが 529.0 km と判定されました。
- 緊急度Ⅰの管渠 11.5 km については、7.1 km(62%)は対策済みであり、残りは令和 2 年度に 2.1 km(18%)、令和 3 年度以降に 2.3 km(20%)対策を行う予定です。

○調査結果



○緊急度Ⅰの対策予定



下水道管路メンテナンス年報の概要

令和3年2月

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

240

下水道管路メンテナンス年報とは

- 下水道管路の現況と老朽化対策の必要性について広くご理解いただくため、点検の実施状況や結果及び対策予定等を『下水道管路メンテナンス年報』として情報発信。
- 平成27年の下水道法改正で創設した維持修繕基準により、5年に1回以上の頻度での点検が規定された、腐食するおそれ大きい箇所を対象にとりまとめを行ったもの。

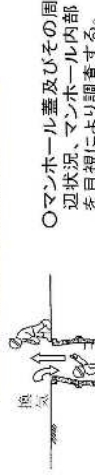
下水道管路メンテナンス年報でとりまとめた項目の例(腐食するおそれ大きい箇所を対象)

- 5カ年で実施する年度別の点検計画
- 点検実施状況(点検した管渠延長とマンホール数)
- 点検結果(異状の有無)
- 異状が確認された箇所の措置状況 等

下水道管渠の点検

点検(異常の有無の把握)

① マンホール目視



② 管ロカメラ挿入



施設の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。

- ①マンホール内部からの目視
- ②地上からマンホール内に管ロカメラを挿入する方法等がある。

なお、点検により異状が発見された箇所については、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の実態や動向について、定量的に確認するための「調査」を行い、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水道機能を確保するなどの措置を講ずる必要がある。

令和元年度下水道管路メンテナンス年報の概要

令和元年度の点検実施状況

○点検実施率（腐食するおそれが大きい箇所）

- 令和元年度におけるマンホールの点検実施箇所数は、対象箇所数の約26％にあたる29,695箇所、管渠の点検実施延長は、対象延長の約25％にあたる988.9kmでした。
- 令和元年度までの4年間の累計は、マンホール、管渠ともに約73％の点検実施率となっています。

点検実施数

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール（箇所）	113,579	29,695	26.1%	82,891	73.0%
管 渠（km）	3,915.0	988.9	25.3%	2,858.1	73.0%

事業者区別実施状況

＜マンホール＞

事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	5,880	873	14.8%
政令市	34,902	8,313	23.8%
市町村・一部事務組合等	72,797	20,509	28.2%
	113,579	29,695	26.1%

＜管渠＞

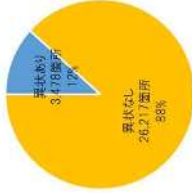
事業者区分	対象数	点検実施数	点検実施率
都道府県(流域)	758.1	142.2	18.8%
政令市	1,066.9	226.9	21.3%
市町村・一部事務組合等	2,090.0	619.8	29.7%
	3,915.0	988.9	25.3%

令和元年度の点検実施結果

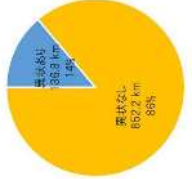
○点検結果（マンホール、管渠）

- 点検を実施したマンホール29,695箇所のうち、約12％にあたる3,478箇所で異状が確認されました。
- 同様に、点検を実施した管渠988.9kmのうち、約14％にあたる136.8kmで異状が確認されました。

マンホールの点検結果



管渠の点検結果



241

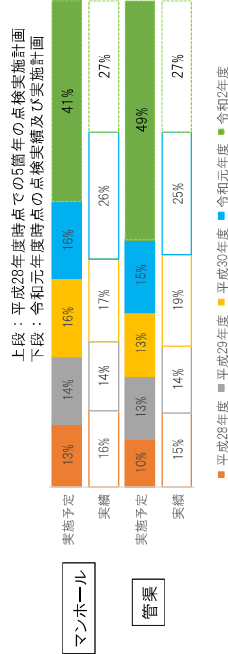
令和元年度点検実施状況・結果を踏まえた取組

- 令和2年度中に1巡目の点検を確実に実施する。
- 点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる。

①令和2年度中に1巡目の点検を確実に実施する

- 平成28年度～令和2年度までの5年に1回以上の点検を確実に実施する。
- そのために都道府県が主体となり、適切にフォローアップを行う。

令和元年度までの1巡目実施状況（全国）



令和2年12月末時点の点検実施状況

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率(累計)
マンホール（箇所）	113,579	22,086	104,977
管 渠（km）	3,915	707	3,565

四半期毎に点検実施状況をフォローアップ。
令和2年度までに1回目の点検を確実に実施する。

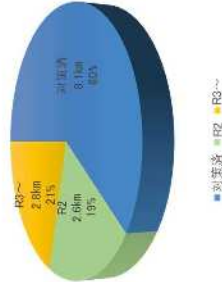
②点検により異状が確認された箇所について、必要な措置を講ずる

- 点検により異状が発見された箇所について、効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 異状の実態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等の対応が必要。
- 令和元年度までに実施した調査により緊急度Ⅰと判別した管渠の対策予定

※ 下水道管渠の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じること、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。



(参考)下水道法における維持修繕基準(1)

【下水道法(平成27年5月20日公布、抄)】

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

政令で定められている具体的基準の内容

- 適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして**国土交通省令で定める排水施設にあっては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。**
- 損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 災害の発生時において、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

242

(参考)下水道法における維持修繕基準(2)

国土交通省令で定められている腐食するおそれ大きい排水施設の内容

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)
第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分有する排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所

※「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、対象箇所の選定方法等を記載。

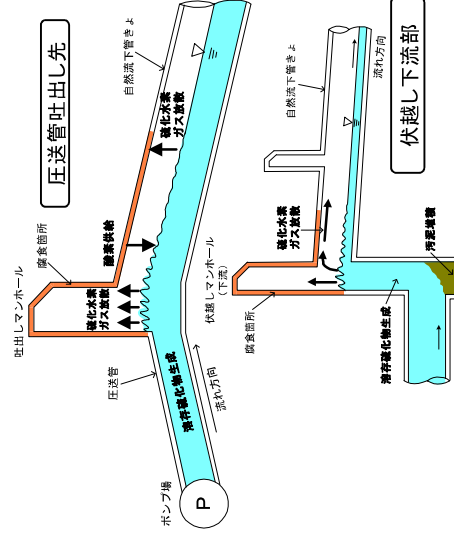
コンクリートの材質(耐酸性に優れたコンクリートを除く)であつて、

- ① 段差・落差の大きい箇所の気相部
- ② 圧送管吐出し先の気相部
- ③ 伏越し部の下流吐出し部の気相部
- ④ その他腐食するおそれの大きい箇所の箇所を参考に、各地方公共団体における腐食劣化の実績や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえ、対象箇所を選定する。

また、対象とする部位は管渠とマンホールである。

加えて、上記の排水施設の点検を行った場合に、

「**点検の年月日**」「**点検を実施した者**」「**点検の結果**」を記録することを省令に定めている。



出典:下水道管施設ストックマネジメントの手引き
(旧下水道管施設腐食対策の手引き(案))
(公社)日本下水道協会

国 水 下 事 第 6 1 号
令 和 3 年 3 月 22 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公 印 省 略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和3年度版）

標記について、令和3年度版として別添のとおり改定したので通知する。

- (別添)
- ・改定事項
 - ・第1巻 管路編
 - ・第2巻 処理場・ポンプ場編

※第3巻 設計委託編については変更なし

国 水 下 事 第 6 1 号
令 和 3 年 3 月 22 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長
都市再生機構下水道担当部長
日本下水道事業団技術戦略部長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公 印 省 略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和3年度版）

標記について、令和3年度版として各地方整備局にあて別添のとおり通知した

ので参考送付する。

- (別添)
- ・改定事項
 - ・第1巻 管路編
 - ・第2巻 処理場・ポンプ場編

※第3巻 設計委託編については変更なし

下水道用設計標準歩掛表（令和３年度版）の改定内容

「第１巻 管路」編

〔管路施設〕

- 市場単価に週休２日制工事における市場単価方式の補正係数を追記した。
- 経緯：市場単価方式による積算について、週休２日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数の設定のため。

「第２巻 ポンプ場・処理場」編

〔土 木〕

- 改築足場工の新規制定。
- 経緯：一般土木歩掛の足場工を適用できない現場での使用が増加しており、今後も活用が見込まれるため。

〔機械設備〕

- 語句修正。
- 見積り仕様書の付属品に「共用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない」旨を追記した。

〔電気設備〕

- 見積り仕様書の付属品に「共用開始後、維持管理で使用する付属品は含めない」旨を追記した。

〔建築・建築設備〕

- 「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」について、「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図った。
- 「６．その他」に、以下の共通費の算定について追加をする。
 - ・新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定
 - ・建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
 - ・敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定
- 経緯：国土交通省大臣官房官庁営繕部の技術基準である「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図るため。

「第３巻 設計委託」編

- なし

—第１巻 管 路 編—

新旧対照表

下水道用設計標準歩掛表（令和３年度版）の改定

工種名		市場単価			
改定		定			
市場単価(週休2日制工事における市場単価方式の補正係数)					
1. 適用範囲					
本資料は、市場単価方式による、週休2日の補正を行う場合に適用する。					
2. 市場単価の補正係数					
週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は次表を標準とする。					
表 2.1 補正係数					
名 称	規格・仕様	補正係数			
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上、 4週9休未満	4週9休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	1.04
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03	1.04
砂 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	1.05	1.07
砂 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	1.05	1.07
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	1.05	1.07
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	1.05	1.07
組立マンホールの設置工		1.01	1.03	1.05	1.07
小型マンホールの工		1.00	1.00	1.01	1.01
取付管およびまき設置工		1.00	1.01	1.01	1.01
取付管およびまき設置工	取付管設置及び人管取付工	1.00	1.01	1.01	1.02

| 新 規 | | | |

下水道用設計標準歩掛表（令和3年度版）の改定

新旧対照表

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	機械設備	改 定																																																																																						
44		Ⅱ 下水道事業における機械設備附具工事工事費概算基準の運用 各費目の算定基準 1-2 据付工事原価 1-2-1 直接工事費 (5) 直接経費 1) 特許使用料 特に必要な場合のみ計上する。 2) 水道光熱電力料 据付け工事を施工するために必要とする電力使用料及び水道使用料を計上し、其本料は従価費で計上する。 3) 機械経費 据付け工事に使用する機械器具損料又は賃料及び運搬経費を計上する。 ① 据付け工事に使用する機械器具損料又は賃料及び運搬経費を計上する。 ② 軽便な機械器具（除設備、ガス切断機、ウィンチ、 チェーンブロック 、ドリル、ディスクサンダ、パイプベンダ、ネジ切盤、バケット車、作業用工具等）の損料は、労務費の2（％）とする。	機械設備	Ⅱ 下水道事業における機械設備附具工事工事費概算基準の運用 各費目の算定基準 1-2 据付工事原価 1-2-1 直接工事費 (5) 直接経費 1) 特許使用料 特に必要な場合のみ計上する。 2) 水道光熱電力料 据付け工事を施工するために必要とする電力使用料及び水道使用料を計上し、其本料は従価費で計上する。 3) 機械経費 据付け工事に使用する機械器具損料又は賃料及び運搬経費を計上する。 ① 据付け工事に使用する機械器具損料又は賃料及び運搬経費を計上する。 ② 軽便な機械器具（除設備、ガス切断機、ウィンチ、 チェーンブロック 、ドリル、ディスクサンダ、パイプベンダ、ネジ切盤、バケット車、作業用工具等）の損料は、労務費の2（％）とする。																																																																																							
60		Ⅱ 下水道事業における機械設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書	機械設備	Ⅱ 下水道事業における機械設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書																																																																																							
		<table><tr><th>見 積 り 番 号</th><th>整 理 番 号</th><th>数</th><th>量</th></tr><tr><td>準 拠 規 格</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>仕 様</td><td>形式、形状、寸法、容量等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主 要 部 材 質</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>付 属 品</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>使 用 条 件</td><td>使用目的</td><td>設置場所</td><td>屋外 屋内</td></tr><tr><td>参 考 国</td><td>有 (別紙 国)</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>製作者指定・登録等</td><td>有 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工 場 検 査</td><td>社 内</td><td>立 会 い</td><td>公 的 機 関</td></tr><tr><td>制 約 事 項</td><td>特になし</td><td>有 り ()</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量	準 拠 規 格				仕 様	形式、形状、寸法、容量等			主 要 部 材 質				付 属 品				使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内	参 考 国	有 (別紙 国)	無		製作者指定・登録等	有 無			工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関	制 約 事 項	特になし	有 り ()		備 考				<table><tr><th>見 積 り 番 号</th><th>整 理 番 号</th><th>数</th><th>量</th></tr><tr><td>準 拠 規 格</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>仕 様</td><td>形式、形状、寸法、容量等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主 要 部 材 質</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>付 属 品</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>使 用 条 件</td><td>使用目的</td><td>設置場所</td><td>屋外 屋内</td></tr><tr><td>参 考 国</td><td>有 (別紙 国)</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>製作者指定・登録等</td><td>有 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工 場 検 査</td><td>社 内</td><td>立 会 い</td><td>公 的 機 関</td></tr><tr><td>制 約 事 項</td><td>特になし</td><td>有 り ()</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量	準 拠 規 格				仕 様	形式、形状、寸法、容量等			主 要 部 材 質				付 属 品				使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内	参 考 国	有 (別紙 国)	無		製作者指定・登録等	有 無			工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関	制 約 事 項	特になし	有 り ()		備 考			
見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量																																																																																								
準 拠 規 格																																																																																											
仕 様	形式、形状、寸法、容量等																																																																																										
主 要 部 材 質																																																																																											
付 属 品																																																																																											
使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内																																																																																								
参 考 国	有 (別紙 国)	無																																																																																									
製作者指定・登録等	有 無																																																																																										
工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関																																																																																								
制 約 事 項	特になし	有 り ()																																																																																									
備 考																																																																																											
見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量																																																																																								
準 拠 規 格																																																																																											
仕 様	形式、形状、寸法、容量等																																																																																										
主 要 部 材 質																																																																																											
付 属 品																																																																																											
使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内																																																																																								
参 考 国	有 (別紙 国)	無																																																																																									
製作者指定・登録等	有 無																																																																																										
工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関																																																																																								
制 約 事 項	特になし	有 り ()																																																																																									
備 考																																																																																											

改定趣旨		現 行				工 種 名		電 気 設 備				改 定																																																																																					
139	Ⅱ 下水道事業における電気設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書	Ⅱ 下水道事業における電気設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書				Ⅱ 下水道事業における電気設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書		Ⅱ 下水道事業における電気設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書				Ⅱ 下水道事業における電気設備附具工事工事費概算基準の運用 別紙 見取り依頼書作成例 見取り依頼仕様書																																																																																					
		<table><tr><th>見 積 り 番 号</th><th>整 理 番 号</th><th>数</th><th>量</th></tr><tr><td>準 拠 規 格</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>仕 様</td><td>形式、形状、寸法、容量等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主 要 部 材 質</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>付 属 品</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>使 用 条 件</td><td>使用目的</td><td>設置場所</td><td>屋外 屋内</td></tr><tr><td>参 考 国</td><td>有 (別紙 国)</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>製作者指定・登録等</td><td>有 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工 場 検 査</td><td>社 内</td><td>立 会 い</td><td>公 的 機 関</td></tr><tr><td>制 約 事 項</td><td>特になし</td><td>有 り ()</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量	準 拠 規 格				仕 様	形式、形状、寸法、容量等			主 要 部 材 質				付 属 品				使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内	参 考 国	有 (別紙 国)	無		製作者指定・登録等	有 無			工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関	制 約 事 項	特になし	有 り ()		備 考				<table><tr><th>見 積 り 番 号</th><th>整 理 番 号</th><th>数</th><th>量</th></tr><tr><td>準 拠 規 格</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>仕 様</td><td>形式、形状、寸法、容量等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主 要 部 材 質</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>付 属 品</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>使 用 条 件</td><td>使用目的</td><td>設置場所</td><td>屋外 屋内</td></tr><tr><td>参 考 国</td><td>有 (別紙 国)</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>製作者指定・登録等</td><td>有 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工 場 検 査</td><td>社 内</td><td>立 会 い</td><td>公 的 機 関</td></tr><tr><td>制 約 事 項</td><td>特になし</td><td>有 り ()</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量	準 拠 規 格				仕 様	形式、形状、寸法、容量等			主 要 部 材 質				付 属 品				使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内	参 考 国	有 (別紙 国)	無		製作者指定・登録等	有 無			工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関	制 約 事 項	特になし	有 り ()		備 考			
見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量																																																																																														
準 拠 規 格																																																																																																	
仕 様	形式、形状、寸法、容量等																																																																																																
主 要 部 材 質																																																																																																	
付 属 品																																																																																																	
使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内																																																																																														
参 考 国	有 (別紙 国)	無																																																																																															
製作者指定・登録等	有 無																																																																																																
工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関																																																																																														
制 約 事 項	特になし	有 り ()																																																																																															
備 考																																																																																																	
見 積 り 番 号	整 理 番 号	数	量																																																																																														
準 拠 規 格																																																																																																	
仕 様	形式、形状、寸法、容量等																																																																																																
主 要 部 材 質																																																																																																	
付 属 品																																																																																																	
使 用 条 件	使用目的	設置場所	屋外 屋内																																																																																														
参 考 国	有 (別紙 国)	無																																																																																															
製作者指定・登録等	有 無																																																																																																
工 場 検 査	社 内	立 会 い	公 的 機 関																																																																																														
制 約 事 項	特になし	有 り ()																																																																																															
備 考																																																																																																	

工種名		B-15-4 改築足場工		改 定																						
頁	改定趣旨	現 行	新 規	B-15-4 改築足場工																						
	新規制定																									
				(1.0) <table><tr><th>種 目</th><th>形 状・寸 法</th><th>配筋 量 (t)</th><th>数量 単位</th><th>中置 (t)</th><th>余置 (t)</th><th>必要</th></tr><tr><td>改 築 足 場</td><td>鉄 骨 組 構</td><td></td><td></td><td>B-15-4</td><td></td><td>C-15-4-1</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 備考 足場材の取付費材の足場内小置敷作業は、改築足場内小置敷工を共通取付費の連算費に算入する。		種 目	形 状・寸 法	配筋 量 (t)	数量 単位	中置 (t)	余置 (t)	必要	改 築 足 場	鉄 骨 組 構			B-15-4		C-15-4-1	計						
種 目	形 状・寸 法	配筋 量 (t)	数量 単位	中置 (t)	余置 (t)	必要																				
改 築 足 場	鉄 骨 組 構			B-15-4		C-15-4-1																				
計																										

工種名		B-15-4 改築足場工		改 定	
頁	改定趣旨	現 行	新 規		
	新規制定			B-15-4 改築足場工 1. 適用範囲 本資料は、下水道施設（処理場・ポンプ場）における改築を行う際の、施設内での人力施工による足場材設置・撤去作業に適用する。なお、対象範囲は平均成延高2m以上、30m以下、施工数量1,000掛㎡以下とする。また、本資料は標準的な下水道施設での改築を対象としており、足場設置箇所が狭狭である場合や、配管、配線等が複雑している場合等、作業効率の著しい低下がある場合には別途考慮する。 1.1 施工フロー 施工フローは、下記を標準とする。 機 材 搬 入 足 場 設 置 供 用 中 足 場 撤 去 機 材 搬 出 足 場 内 小 置 敷 (注1) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 図1-1 施工フロー 1.2 工法の選定 工法の選定は、次図を標準とする。 ス タ ー ト 足 場 設 置 面 が 平 坦 NO 手 置 式 行 動 機 足 場 機 置 足 場 YES 図1-2 工法の選定	

工種名		B-15-4 改築足場工		改 定																																									
頁	改定趣旨	新 規																																											
		新規則定																																											
		2. 施工歩掛 (1) 労働歩掛 改築における足場材設置・撤去歩掛は、表 2-1 を標準とする。 表 2-1 労働歩掛 (100 歩㎡当り) <table><tr><th>名 称</th><th>単位</th><th>人数</th><th>時間</th><th>普通作業員</th></tr><tr><td>手摺先行側枠組足場</td><td>人</td><td>3.0</td><td>9.2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>単管足場</td><td>人</td><td>1.7</td><td>7.1</td><td>1.4</td></tr></table> (2) 諸雑費 諸雑費は、改築足場工仮設材等の費用であり、労働費の合計額に、表 2-2 の半を乗じた金額を上限として計上する。なお、諸雑費には、供用中の足場材指替、既存設備の養生費を含むものとする。 ・手摺先行側枠組足場における仮設材内訳は、庇つなぎ、敷板、建柱、筋違、取付材、遮断シ、アームロック、ジャッキベース、手摺柱、手摺、手摺枠（一段手摺の機能を有する）、幅木、筋違、養生ネット（メッシュシート）等である。 ・単管足場における仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、固定ベース、足場板、敷板、庇つなぎ、階段、養生ネット（メッシュシート）等である。 ・安全ネットが必要な場合には別途考慮する。				名 称	単位	人数	時間	普通作業員	手摺先行側枠組足場	人	3.0	9.2	0.8	単管足場	人	1.7	7.1	1.4																									
名 称	単位	人数	時間	普通作業員																																									
手摺先行側枠組足場	人	3.0	9.2	0.8																																									
単管足場	人	1.7	7.1	1.4																																									
		3. 原価表 C-15-4-1 改築足場工 (100 歩㎡当り) <table><tr><th>名 称</th><th>形式</th><th>数量</th><th>単価(円)</th><th>金額(円)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>上下一段枠組設</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td>表 2-1</td></tr><tr><td>とびきり</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td>表 2-1</td></tr><tr><td>普通作業員</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td>表 2-1</td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td>円</td><td>1</td><td></td><td></td><td>表 2-2</td></tr><tr><td>1 歩㎡当り</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>100 歩㎡当り</td></tr></table> 表 2-2 諸雑費率 (%) <table><tr><th>手摺先行側枠組足場</th><th>単管足場</th></tr><tr><td>90</td><td>65</td></tr></table>				名 称	形式	数量	単価(円)	金額(円)	備 考	上下一段枠組設	人				表 2-1	とびきり	人				表 2-1	普通作業員	人				表 2-1	諸 雑 費	円	1			表 2-2	1 歩㎡当り					100 歩㎡当り	手摺先行側枠組足場	単管足場	90	65
名 称	形式	数量	単価(円)	金額(円)	備 考																																								
上下一段枠組設	人				表 2-1																																								
とびきり	人				表 2-1																																								
普通作業員	人				表 2-1																																								
諸 雑 費	円	1			表 2-2																																								
1 歩㎡当り					100 歩㎡当り																																								
手摺先行側枠組足場	単管足場																																												
90	65																																												

新 規		改 定																																										
工種名	B-15-4 改築足場工																																											
頁	改定趣旨	現 行																																										
	新規制定																																											
改築足場現場内小運搬工 1. 適用範囲 本資料は、下水道施設（処理場・ポンプ場）における改築を行う際の足場材の、人力又はクレーン等を利用した船底方向の現場内小運搬作業に適用する。なお、対象範囲は船底運搬距離が 2m以上、30m以下とする。 1.1 施工フロー 施工フローは、下記を標準とする。 図1-1 施工フロー (注1) 本表非で対応しているのは、実線部分のみである。 (注2) 足場材の船底方向の現場内小運搬作業は、改築足場現場内小運搬工を共通仮設費の運搬費に別途計上する。 2. 施工歩掛 (1) 労働歩掛 改築足場現場内小運搬の歩掛は、表2-1を標準とする。 表2-1 労働歩掛 (100歩㎡当り) <table><tr><th>名 称</th><th>単位</th><th>人</th><th>普通作業員</th></tr><tr><td>手摺先行側枠組足場</td><td>人</td><td></td><td>6.6</td></tr><tr><td>単管足場</td><td>人</td><td></td><td>5.7</td></tr></table> (2) 諸経費 諸経費は、下水道施設内の養生費、人力運搬時に使用する台車等の租料、3tを1上限とするクレーン等の費用（吊上げ作業に伴う 労務を含む）であり、労務費の合計額に表2-2の率を乗じた金額を上限として計上する。 表2-2 諸経費率 (%) <table><tr><td>手摺先行側枠組足場</td><td>5</td></tr><tr><td>単管足場</td><td>10</td></tr></table> 3. 原価率 C-16-1-1 改築足場現場内小運搬工 (100歩㎡当り) <table><tr><th>名 称</th><th>単位</th><th>数量</th><th>金額(円)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>資 材</td><td>人</td><td></td><td></td><td>表2-1</td></tr><tr><td>機 械</td><td>人</td><td>1</td><td></td><td>表2-2</td></tr><tr><td>諸 経 費</td><td>円</td><td></td><td></td><td>(100歩㎡当り)</td></tr><tr><td>1 諸 経 費</td><td>円</td><td></td><td></td><td>計/100歩㎡</td></tr></table>				名 称	単位	人	普通作業員	手摺先行側枠組足場	人		6.6	単管足場	人		5.7	手摺先行側枠組足場	5	単管足場	10	名 称	単位	数量	金額(円)	備 考	資 材	人			表2-1	機 械	人	1		表2-2	諸 経 費	円			(100歩㎡当り)	1 諸 経 費	円			計/100歩㎡
名 称	単位	人	普通作業員																																									
手摺先行側枠組足場	人		6.6																																									
単管足場	人		5.7																																									
手摺先行側枠組足場	5																																											
単管足場	10																																											
名 称	単位	数量	金額(円)	備 考																																								
資 材	人			表2-1																																								
機 械	人	1		表2-2																																								
諸 経 費	円			(100歩㎡当り)																																								
1 諸 経 費	円			計/100歩㎡																																								

(2) 諸雑費は、下水道施設内の養生費、人力運搬時に使用する台車の指替、3tonを上限とするクレーン等の費用（吊上げ作業に伴う労働を含む）であり、労働費の合計額に表2-2の半を乗じた金額を上限として計上する。

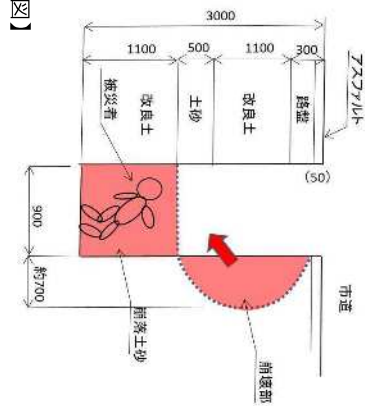
下水道用設計標準広掛表の 一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場編

頁	改定趣旨	現	行	工 種 名	建築・建築設備	定
192	添付追加	下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説		下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説		
		6. その他 (1) 共通費を算出する場合の直接工事費には、各種負担金の他、工事に伴う雨水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び設備工事における本受電後の電気基本料金を含まないものとする。 なお、設計変更において、「当初計画代金額から消費税等相当額を減じた額/当初本工事費内訳書記載の工事価格」の比率を求める場合、これらの費用は比率の算定に含めない。 (2) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」の3.共通設備費の算定(4)及び4.現場管理費の算定(4)で「建築工事の軟付造及び軟付断節コンクリートの主体構造物に係わる軟骨工事」の補正、並びに「その他工事」に関する取り扱い細則については、別紙－1及び別紙－2による。 (3) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」以外は、「公共建築工事積算基準等資料 第3編 共通費」による。 (4) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通設備費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通設備費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれ共通設備費率とする。なお、積み上げによる共通設備費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通設備費に計上する。 (b) 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれ現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 (c) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する。一般管理費等率により算定する。 (イ) 共通設備費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に対して算定する。 (5) 建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通設備費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通設備費は、それぞれの工事種別ごとの共通設備費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通設備費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (b) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (c) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 (イ) 主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、当該の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含ま、主たる工事の定めにより共通設備費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは第2巻の工事種別をいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。 (a) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合 (b) 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合 (ウ) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。				

下水道用設計標準広掛表の 一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場編

頁	改定趣旨	現	行	工 種 名	建築・建築設備	定
		(6) 軽微な異なる種類の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通設備費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通設備費率は、それぞれの種類の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通設備費率とする。なお、積み上げによる共通設備費は、それぞれの種類の工事ごとに計上する。 (b) 現場管理費率は、それぞれの種類の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの種類の工事ごとに計上する。 (c) 一般管理費等は、それぞれの種類の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (イ) 共通設備費及び現場管理費は、それぞれの種類の工事ごとに算定する。				

【断面図】



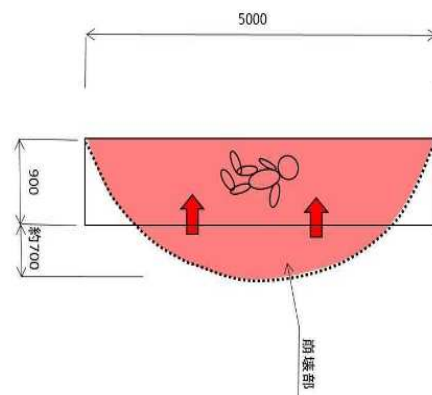
単位 (mm)

- 発生日：令和3年3月22日(月) 午後0時30分頃
- 発生場所：佐世保市椎木町
- 報道：あり
- 工事概要：下水道管渠布設工事 開削工 L=490.2m
- 事故内容：下水道管渠布設工事の施工箇所、幅0.9m 深さ3.0mの掘削中に改良土が確認されたため、破碎作業が必要となり遅れが生じたことから、土留工を未施工で掘削作業を行った。その後、掘削穴に入り矢板の設置作業を行ったところ、側面の土砂が崩れ作業員1名が生埋めとなり死亡した。

【状況写真】



【平面図】



事務連絡
令和3年3月26日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その7）について （令和3年3月22日長崎県佐世保市発注の工事に伴う死亡事故）

本年3月22日、長崎県佐世保市発注の開削工法による下水管路の布設工事において、土留め工を未施工のまま幅0.9m、深さ3.0mの掘削作業を行った後、作業員が掘削部に入り矢板の設置作業をしていたところ、側面の土砂が崩れ作業員1名が死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和3年3月26日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理について

今般、不適切な事務処理により、下水道事業受益者負担金について、862筆、総額約8,100万円が時効により徴収できない等の事案が発覚したとの報告がありました。

具体的には、田畑等であることを理由に徴収を猶予してきた下水道事業受益者負担金について、次のような事案が発生したとのことです。

(事案概要)

- ①担当職員が案内送付を怠ったこと、相続人に対する説明が不足したことなどにより受益者から猶予延長申請が提出されず、猶予期間が終了したにも関わらず、担当職員が納付書、督促状の送付など滞納処分手続きを怠ったことで、消滅時効により負担金が徴収できなくなった事案
- ②猶予期間中に田畑の宅地化等で猶予事由が消滅したにも関わらず、受益者から猶予理由消滅申告書が提出されなかったケースについて、猶予事由の消滅時点を消滅時効の起算点と思い込み、発覚時点で既に消滅時効が成立しているものと誤解したため、結果的に消滅時効により負担金が徴収できなくなった事案
- ③時効の援用がなければ時効は成立しないとの誤解に基づき、時効成立後に受益者から徴収してしまった負担金の還付を要する事案

(要因)

これらの事案は、公金債権の消滅時効に関して、

- ①猶予期間終了後も納付書を送付するまで消滅時効は進行しないといった起算点の誤解
- ②田畑の宅地化等猶予事由が消滅した時点から消滅時効は進行するといった起算点の誤解
- ③消滅時効の成立には、期間の経過だけでなく、援用が必要といった成立要件の誤解

が要因となっており、担当職員の公債権管理制度の理解が不足していたことによるものです。

このため、当該下水道管理者においては、再発防止策として以下の取組を行うとのことです。

- 債権管理等の研修による再発防止のための人材及び組織づくり
- 複数職員による徴収猶予事務の進捗管理の徹底
- 法定相続人等に対する負担金の情報提供など相続への対応
- 農業委員会との連携による徴収猶予中の受益地の管理徹底
- 賦課徴収事務など組織が作成又は取得した文書の保存及び管理の徹底 等

受益者負担金や下水道使用料を適切に徴収することは、負担の公平性や下水道事業の経営健全化の観点から極めて重要であり、国土交通省では、これまでも全国下水道主管課長会議等において、適正な徴収をお願いしてきたところです。

各下水道管理者におかれましては、同様の事案の未然防止に努めていただくとともに、今後、受益者負担金等の徴収漏れ等の事案が判明した際には、速やかに国土交通省へ情報提供いただきますようお願い致します。

なお、受益者負担金の徴収事務の参考図書として、(公社)日本下水道協会から「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き(平成21年9月)」が発刊されていますが、現在、令和2年4月1日から施行された民法の一部改正内容(消滅時効等)を含む見直し作業が行われており、令和3年4月に改訂版が発刊される予定ですので、負担金の徴収事務を行う際の参考として活用してください。

各都道府県におかれましては、この旨、管内市町村(政令指定都市を除く。)に御連絡いただきますようお願い致します。

以上

(参考条文)

○地方自治法(抄)

(金銭債権の消滅時効)

- 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

【状況写真】

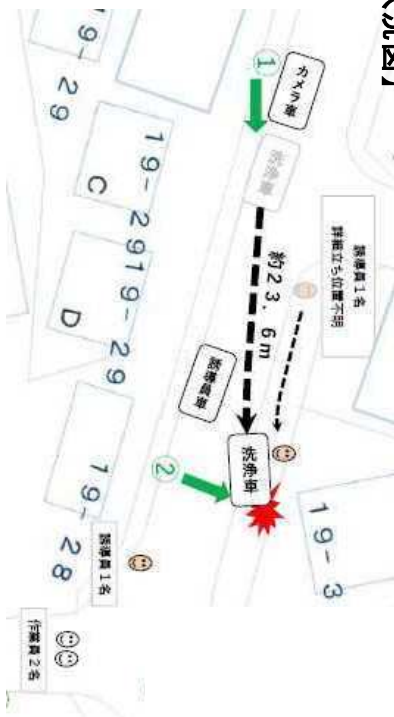
○事故発生状況

下水道管の洗浄作業のため、高圧洗浄車を坂道に停車させ現場確認のため車を離れたところ、高圧洗浄車が動き出し、高圧洗浄車と家の塀の間に交通誘導員が挟まれた。
(この時、停車させた作業車両のサイドブレーキが不十分であり、輪止めがされていなかった。)

○再発防止策

車両を停車させる際の、サイドブレーキの確認及び輪止めの設置の徹底等を指示。

【状況図】



②



①



事務連絡
令和3年3月30日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
日本下水道事業団事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について
(令和3年1月25日福島県郡山市の維持管理作業中における交通死亡事故)

令和3年1月25日(月)、福島県郡山市において、下水道管渠内の清掃作業中に、現場坂道に停車していた高圧洗浄車が突然動き出し、委託先の作業員が高圧洗浄車と家の塀との間に挟まれ死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ 停車させた作業車両のサイドブレーキが不十分であり、輪止めがされていなかった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し、事故の未然防止に努めていただくとともに、委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)～2021 年版～」の活用と台帳電子化に向けた取組の推進について

下水道施設については、老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、予防保全型の施設管理や執行体制の確保、効率的な予算執行により、下水道事業運営の持続性向上を図る必要があり、中長期の視点から下水道事業全体を最適化していくアセットマネジメントの実現を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、「下水処理場・ポンプ場における維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けた技術検討会」を設立し、本検討会における議論を踏まえ、今般、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)～2021 年版～」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。

本ガイドラインでは、下水処理場やポンプ場を対象として、維持管理情報等の活用手法やシステム化すべき情報項目等について例示するとともに、段階的な電子化への移行として、現時点で保有する資料等を活用して優先的に登録・蓄積していくことが望ましい情報項目等について整理しました。

各下水道管理者においては、マネジメントに必要となる情報を電子化し、確実に蓄積および管理するとともに、蓄積した情報を組織で徹底活用して、効率的かつ効果的に計画・設計、修繕・改築を行うマネジメントサイクルを実践していただきますようお願いします。特に、施設情報や維持管理情報の電子化がなされていない団体におかれては、本ガイドラインや、令和2年3月に策定した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)～2020 年版～」を参照し、現在、保有している情報の状況や将来的な到達目標に照らして、当面整備すべき情報の範囲を定めるなど、段階的に電子化に取り組んでいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いします。

事務連絡
令和3年4月1日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐(事務)

下水道施設の改築に係る運用について

下水道施設の改築については、「下水道施設の改築について」(平成28年4月1日付け国水下水第109号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知(以下、「課長通知」という。))により通知しているところですが、その運用について下記のとおり定めましたので適切な事業執行方お願いします。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対して、周知徹底方お願いします。

記

- 1 課長通知記2(2)の「特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等」とは、以下の場合とする。
 - ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
 - ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
 - ⑤ 下水道施設の耐震化を行う場合
 - ⑥ 浸水に対する安全度を向上させる場合
 - ⑦ 下水道施設の耐水化を行う場合
 - ⑧ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
 - ⑨ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
 - ⑩ 合流式下水道を改善する場合

- 2 課長通知記3の「他の事業制度に基づく計画」とは、以下の計画とする。
 - ① 下水道浸水被害軽減総合事業に基づく下水道浸水被害軽減総合計画
 - ② 下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画
 - ③ 「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下水第13号)」により策定を要請している耐水化計画
 - ④ 合流式下水道緊急改善事業に基づく合流式下水道緊急改善計画
- 3 設置後の経過年数が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づく処分制限期間を経過している下水道施設を改築する場合で、かつ、当該施設が改築時において交付対象施設である場合は、改築に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。
なお、既施設と別の位置に施設を改築する場合(経済性の観点から有利である、あるいは維持管理の継続性の観点からやむを得ない場合に限る。)にあっても、同様の扱いとする。
- 4 上記3の場合、残存価額の設置時補助率相当額(注)を国庫に返還することは要しないが、撤去・処分にあたり発生物件が生じた場合は当該物件の売却価額の改築時補助率相当額を国庫に返還するものとする。
- 5 上記4における国庫への返還は、当該改築事業における交付金額から当該返還額を控除する方法によることができる。
- 6 国庫補助により設置されたが、改築時においては交付対象とならない下水道施設を処分・撤去する場合の残存価額の補助率相当額については、上記3に示す処分制限期間を経過している場合、国庫補助金の返還を要しない。
- 7 民間等が設置した下水道施設(処理場、管渠等)で、地方公共団体が下水道法に基づく適切な施設であることを確認及び位置づけを行い、適切な維持管理を行ってきたものについて改築を行う場合は、改築時に交付対象施設であれば交付対象とすることができる。
- 8 その他
 - 1) 改築事業の実施に伴い、既存施設の存する土地の用途廃止を伴う場合においては、経過年数の如何に関わらず「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第22条の承認を受けるものとする。
 - 2) 平成28年4月1日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐、下水道事業課課長補佐(事務)事務連絡「下水道施設の改築に係る運用について」は廃止する。

(注) 設置時補助率相当額とは、施設の設置時と改築時における補助率が異なる場合の、設置時における補助率のこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

地震災害及び風水害等による下水道施設の被害発生に対し、国土交通省において、早期に被害有無を把握し、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行うため、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、速やかに報告いただいているところではあります。

近年、下水道施設の浸水被害が頻発しており、施設内部に滞留した氾濫水の排除など、早期復旧に向けて、排水ポンプ車の活動状況を的確に把握することが重要であるため、報告内容に排水作業の項目を追加することとします。

については、今後発生する災害において、以下の①～②に該当する場合は、別添の報告様式 1.2 により、報告願います。報告にあたっては、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告願います。

- ①：震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ②：風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

また、下水道施設の浸水に起因する人的被害が発生した場合や報道の可能性がある場合(記者発表を行った場合等)には、別途速やかに連絡いただくようお願いします。

なお、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付へ報告されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。
「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)については、廃止します。

以上

国 水 下 事 第 7 9 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく
都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備については、下記により行うようお願いする。
なお、貴管内の市(指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 国土交通大臣の指定の対象となる市町村について

法第17条第1項の国土交通大臣の指定は、過疎地域の市町村(法第2条第1項に規定する過疎地域(法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。))のうち、次の(1)又は(2)に掲げる要件に該当するものの中から行うものとする。

(1) 次の①から③までに掲げる要件に該当するものであること。

① 次のいずれかに該当すること。

- ア) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条に規定する自然公園(国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園)が存在する市町村
- イ) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ウ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2第1項の規定により定められた流域別下水道整備総合計画において、中期整備計画年度内に面整備を優先して実施することとされてお

- リ、かつ、当該水域が環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
- エ) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条の規定により同意を得た基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
- オ) 当該市町村の下流における次式により算出された都市用水域の取水量が日量3、000㎥以上である市町村

$$W = Q_1 + 1/10 \times Q_2$$

W:都市用水等の取水量(㎥／日)

Q_1 :都市用水取水量(㎥／日)

Q_2 :農業用取水量(㎥／日)

- カ) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
- キ) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条の規定による指定地域が存在する市町村

② 財政力指数がその都道府県の過疎地域の市町村の平均以下であること。

(注) 財政力指数は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で直近3箇年度(指定を受けようとする年度の前々年度以前の3箇年度)の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

なお、各年度の数値については小数点以下5位未満を四捨五入し、3箇年度に係る平均の数値は小数点以下2位未満を切り捨てる。また、各都道府県の過疎地域市町村の平均の数値は、直近3箇年度に係る平均の数値を平均して求め、小数点以下2位未満は四捨五入する。

③ 平成27年の国勢調査結果による行政人口が8、000人以下であること。

(2) (1)の要件に該当しない市町村のうち、次の①及び②に掲げる要件に該当するものであること。

① 次のいずれかに該当すること。

- ア) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条に規定する自然公園(国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園)が存在する市町村
- イ) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ウ) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条の規定により同意を得た基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
- エ) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
- オ) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条の規定による指定地域が存在する市町村

- ② 平成27年の国勢調査結果による行政人口が8,000人以下であること。
2. 代行の対象範囲について
- 代行の対象範囲は、幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置(増設は、過去に代行により整備を行った箇所に限る。)で、市町村と都道府県が協議して決定するものとする。
3. 市町村の負担について
- 法第17条第7項の規定により、市町村が負担する額は、1.(1)の要件に該当する市町村は、代行事業に要する経費(国費を除く。)の1/2又はそれを超える額とし、1.(2)の要件に該当する市町村は、代行事業に要する経費(国費を除く。)の2/3又はそれを超える額とされたい。
4. 市町村合併に伴う経過措置について
- 平成14年3月31日以降に合併を行った市町村にあつては、合併が行われた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの間は、1.(1)及び(2)の要件については、合併前の市町村区域を単位として判断することができる。
5. その他
- この通知は、令和3年4月1日から適用する。
- 「過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備についての一部改正について」(平成22年4月1日国都下事第2号都市・地域整備局長通達、以下、「旧通達」という。)は廃止する。ただし、法附則第4条第2項の規定に基づき、旧過疎地域自立促進地域の市町村の区域又は令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎地域自立促進法第15条第1項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、令和3年3月31日においてその工事を完了していないものについては、旧通達の規定は、令和9年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

以上

国 水 下 事 第 8 0 号
令 和 3 年 4 月 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく
都道府県による公共下水道の幹線管渠等の整備について」の運用について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の規定に基づく都道府県による公
共下水道の幹線管渠等の整備について」(以下、「局長通達」という。)の運用に関しては、その内
容を下記の通りとすることとしたので、執務上の参考とされたい。
なお、貴管内の市(政令指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 代行の対象施設について
局長通達記の2の「幹線管渠」は、下水道法施行規則第3条第1項に規定する主要な管渠とする。
2. 市町村の申請について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下、「法」という。)第17条第2項の規定
による市町村の申請は、都道府県でとりまとめの上、地方整備局長又は北海道開発局長を経由
して、国土交通大臣あて提出するものとする。
なお、申請の様式は別紙のとおりとする。
3. 国庫補助について
都道府県が行う代行事業については、公共下水道事業としての補助を行う。ただし、財政力の
弱い都道府県については、後進特例と同様の補助率の嵩上げ措置を行う。
4. 代行事業の告示について
法施行令第9条第1項の規定により、都道府県が行う告示の表示方法については、次のとおり

- とされたい。
- ①公共下水道の名称
下水道法第4条に基づく事業計画に記載している名称とすること。
 - ②工事の内容及び工事区域又は区間
幹線管渠については工事の区間を、終末処理場及びポンプ施設については工事の区域を表
示すること。
 - ③工事の開始の日
告示の日以後の日とすること(すなわち、工事開始以前に告示すること。)。
5. その他
代行を実施する公共下水道事業に関する財政計画書については、都道府県負担分を「その
他」欄に記載するものとされたい。
この通知は、令和3年4月1日から適用する。
「「過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づく都道府県による公共下水道の幹線
管渠等の整備について」の運用について」の改定について」(平成13年1月24日国都下事第3号
都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知、以下、「旧通知」という。)は廃止する。ただし、
法附則第4条第2項の規定に基づき、旧過疎地域自立促進地域の市町村の区域又は令和3年3
月31日において旧過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域
内における旧過疎地域自立促進法第15条第1項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置
に係る事業で、令和3年3月31日においてその工事を完了していないものについては、旧通知の
規定は、令和9年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

以上

(別 紙)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第17条の国土交通大臣の指定に関する申請書

市町村名〔都道府県名〕				
代行指定要件				
行政人口（人）				
財政力指数			（ ～ の値による。）	
都道府県の過疎地域の市町村の平均			（ ～ の値による。）	
地 域 要 件	ア）自然公園		エ）リゾート	
	イ）指定湖沼		オ）水源地	
	ウ）流 総		カ）水道原水	
			キ）特定水道	
下 水 道 計 画 諸 元	全体計画（案）の人口（人）			
	うち当初事業計画（案）の予定人口（人）			
	全体計画（案）の面積（ha）			
	うち当初事業計画（案）の予定処理面積（ha）			
代行予定施設				
代行予定期間			年度～ 年度	
代行想定事業費（百万円）				
摘 要				

申請書記入上の注意

1. 代行指定要件は、局長通達記の1のうち該当する番号を記入すること。
2. 行政人口は、平成27年の国勢調査結果の数値を記入すること。
3. 財政力指数は、局長通達記の1 (1) ②に示す算定方法によるものを記入すること。
なお、（ ）内には、算定に用いた直近3箇年の期間を記入すること。
4. 地域要件は、局長通達記の1 (1) ①及び1 (2) ②に示すものについて、該当するものの名称（オ）については数値）を記入すること。なお、記号は局長通達記の1 (1) ①の記号に同じ。
5. 代行予定施設については、終末処理場、ポンプ施設○箇所、幹線管渠（下水排除面積○ha以上）○kmのように記入すること。
6. 摘要には、当該市町村の概要、特色等を記入すること。
7. 本申請書に、下水道全体計画区域、事業計画区域、代行予定施設を明らかにする図面を添付すること。